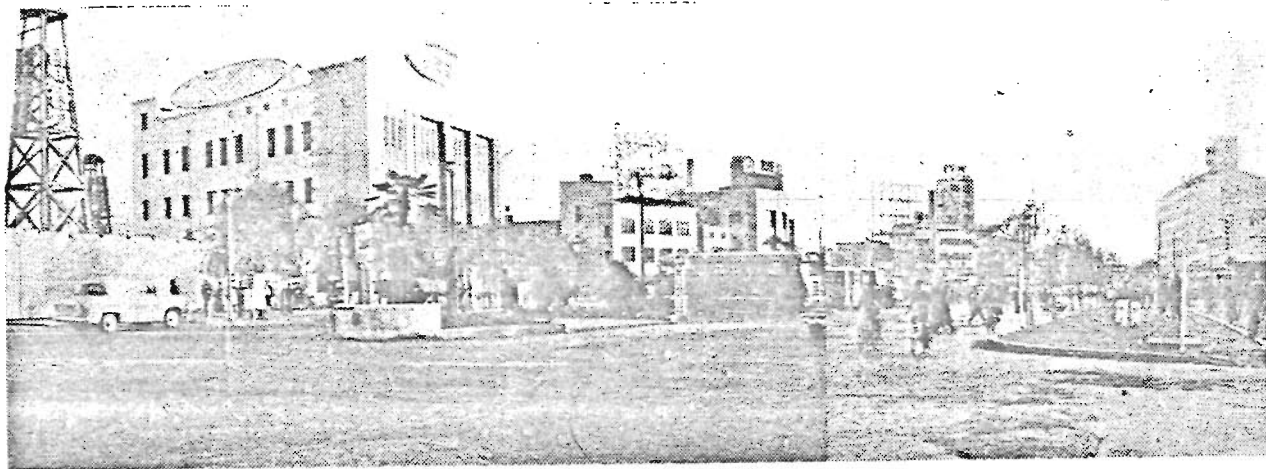


# 新春豊島区政のお知らせ



(伸びゆく城北の玄関池袋駅前)

## 区役所各課取扱事務の概要

本区区政の運営は九課一室及び教育委員会事務局によつて行われ、その取扱事務は次の通りであります。

### 一、総務課

職員的身分進退、福利厚生、文書の收受、統計調査、募金許可、選挙管理委員会、豊島公会堂、豊島技興会館、豊島荘等に関する事務を取扱います。

### 一、財務課

区の予算編成、経理、物品材料の調達、工事請負契約等に関する事務を取扱います。

### 一、自治振興課

区役所出張所、区政の周知徹底、貯蓄奨励自衛隊募集等に関する事務を取扱います。

### 一、税務課

特別区民税、自転車荷重税、犬税の賦課徴収並に納外収入納税貯蓄組合に関する事務を取扱います。

### 一、民生課

区民の福利厚生、遺族、生活困窮者応急援護軍人恩給、公益質屋、授産場、法律、結婚、母子衛生、厚生相談等に関する事務を取扱います。

### 一、戸籍課

戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑証明、埋火葬認可等に関する事務を取扱います。

### 一、商工課

米穀の配給、登録、粉食奨励、商工相談、広報宣伝車、展示会、見本市、講演、講習、その他商工業振興事業、農地の地目変更、海外移住手続(ブラジル農業移民)アメリカシロヒトリ防除、計量器、狩獵、観光、商工連合会、商店街連合会等に関する事務を取扱います。

### 一、土木課

道路、橋梁、河川、溝渠、公園、公共便所路面清掃、体育場等維持管理の事務を取扱います。

昭和三十一年元旦

東京都  
豊島区長 **木村秀崇**

昭和三十一年の新春を迎えるに  
当り、三十万区民各位の御健康  
と御多幸とをお祈り申上ると  
もに、区政の概要を御報告申上  
ます。

面積 一二、九六平方軒

總世帯 七九、七一一世帯

人口 三〇一、〇一六名

男 一五三、五一二名

女 一四七、五〇四名

(昭和三十年十二月一日現在)

一、建築課

建築確認、工場公外電力証明、建築土地相談地代、家賃統制等に関する事務を取扱います。

一、収入役室

出納、決算、現金及有価証券等の保管、区金庫、区有財産及び營造物の管理並に処分、物品の出納保管等の事務を取扱います。

一、教育委員会

区立小中学校、養護学園の管理、教職員の福利、社会教育及び社会体育に関する事務を取扱います。

一、区役所出張所

区内を九つの地区に分けて第一から第九までの区役所出張所がおかれ、区役所の事務のうち区民の日常生活に関係の多い事務を取扱っています。

一、各種相談所

区役所内に次の各種の相談所が設けられ、専門の相談員が無料で相談に応じています。

- 1、税務相談所 (毎日)
- 2、法律相談所 (毎週水曜)
- 3、結婚相談所 (毎日)
- 4、母子相談所 (毎週月、水、金曜)
- 5、商工相談所 (毎週火、金曜)
- 6、戸籍相談所 (毎日)
- 7、建築土地相談所 (毎日)
- 8、更生相談所 (毎週月曜)

一、豊島公会堂

本区を中心たる地袋一の七一六(区役所裏)に位し、鉄骨鉄筋コンクリート造三階建延五〇〇坪余の近代的威容を誇り収容力一、六〇〇(二、〇〇〇名)を有し、舞台、脇花道、大道具室、控室、浴室舞台照明、売店等を完備し、都下屈指の公会堂であります。

一、豊島振興会館

豊島公会堂附属会館にして二階建延五九〇坪の近代建築の粹を集めた鉄骨鉄筋コンクリート造にして、結婚式場、図書室、集会場、会議室、食堂等完備し公会堂と並び豊島の文化の殿堂として誇り得るものであります。

次に区民皆様様に特に知って置いていただきたい大きな事務や事業について解説いたします。

総務課

一、寄附募集について

寄附募集については「金銭物品等の寄附募集に関する条例」の定めるところに従い、募金開始日の十日前迄に募金区域が区内の場合には区長宛、区域が二区以上にあたる場合は都知事宛の募金許可書を総務課総務係へ提出して許可を受けねばなりません。また区内だけの募金でその金額が三十万円を超える場合は、別に定める募金審査委員会の審議に附することになっております。

一、選挙人名簿について

各種選挙に使用する選挙人名簿には、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種があります。基本選挙人名簿には、毎年九月十五日現在、二十三区通算、三ヶ月の住所要件及びその年の十二月二十日で満二十年になる日本国民で欠格事由に該当しない方が登録されます。

補充選挙人名簿は、本人の申告により、選挙の行われる都度作製するもので基本選挙人名簿作製後、新しく選挙資格ができた方及他からの転入した方を登録します。これらの名簿には、いづれも縦覧期間があつて、名簿に登録されない方は登録の申出をすることが出来ます。選挙権のある方も、これらの名簿に登録のない方は投票できません。

一、区民の要望処理について

区役所で直接扱っていないが、区民に極めて密接な関係にあるガス、電気、水道、汲取り等のことについて、皆様の御要望を承り、関係者に連絡の上善処することになっていきますので御遠慮なく御申出下さい。

財務課

一、区財政のあらましについて

区行政の円滑なる運営は、その財政需要の合理的な編成と経済的な執行によるものであります。

区財政の現状については、毎年度二回に渉り別途公表いたしておりますが、この機会に改めてその概要をお知らせして御参考にしていただきたいと思います。本年度当初予算額は四六八、三七一、三六〇円、その後四次に渉り総額一四五、五二五、五四三円を追加計上し、十二月一日現在における予算額は六一三、八九六、九〇三円となっております。

本予算は全般を通じて極力不急不用の経費を削減して経費の膨脹を抑制し、区民生活安定のため、行政の重点的効率化を図つて健全な区財政を運営いたすべく努力したものであります。その内容については次の通りであります。

議会費	二七、一九五、〇六八円
区役所費	一四八、九八四、一四八円
土木費	三四、二四九、九二八円
教育費	三一五、三〇七、六七四円
文化体育費	一、六九四、六九〇円
民生事業費	一七、八四七、〇九五円
産業経済費	一、〇六七、一七〇円
地方振興費	二、七〇一、八五〇円
選挙費	九、三一七、一〇七円
統計調査費	二、三四九、一六〇円
監査委員費	六〇九、三四〇円
徴税費	八、四八五、七八五円
戸籍費	六七四、九四七円
住民登録費	九六二、四〇〇円
土木課	二、〇〇八
建築課	五、二五七
総務課	一、〇〇六
民生課	八〇八一
税務課	二、〇四八
三番課	二、九五六

公館費 七、〇九三、二八五円  
 諸支出金 三〇、三五七、二五六円  
 予備費 五、〇〇〇、〇〇〇円  
 歳出合計 六一三、八九六、九〇三円

これらの需要に対し、歳入においては区務三七三、八七八、二六二円以下都支出金一五六、七二五、三九八円、繰越金四二、八六三、七七九円、その他四〇、四二九、四六四円をもつて需要額に充じております。

何卒区民各位におかれても、区歳入の大宗をなす区税の重要性を更に認識され、区政の伸張発展に深い御理解と御協力を切にお願いたす次第であります。

特別会計におきましては二会計ありますが、公益質屋事業会計は、本年度は物込公益質屋を新設し、地袋、白出町の三ヶ所開設し、その事業費は三三、八一四、四三六円であり、商工融資事業会計は区内中小工業者の事業経営に必要な開金の融資をもつて、本区商工業の伸張に資する目的で前年同様五、二五〇、〇〇〇円計上いたしております。

自治振興課

一、区政地区委員並区政地区協力員とは  
 民主的な区政を行うには一般区民の深い理解と協力によらなければなりません。そこで本区においては区政を末端まで徹底させると共に、その運営を効率的に行うため出張所の地域毎に区民の代表である区議会議員を中心に、之に各層の代表者を含め昭和二十四年に地区委員制度を設け、毎月地区委員会を開催の上、区政の周知徹底と区民の要望に迅速に好評を博しております。その後半歳を隔て同年十月更に進んで大方の要望に答え、地区委員会の協力機構として各地区の徳望ある有識者の参加を得て概ね七十五世帯に一名の割合を以て区政地区協力員に委嘱し、区政の伸張発展を図りました。現在区政地区委員は一八四名区政地区協力員一〇四七名が夫々委嘱せられ

区長室 一〇〇一  
 助役室 二〇二二  
 民生課 八〇八一  
 総務課 一〇〇六  
 税務課 二〇四八  
 土木課 二、〇〇八  
 建築課 五、二五七  
 三番課 二、九五六

区政上の重要な一翼として本区発展の一大推進力となつて活躍して居ります。

区民各位におかれても本制度を充分御認識御理解を頂き、区政における諸般の要望その他が御座いましたら、御近所の地区委員若しくは地区協力員に御遠慮なく御申越下さい。皆様の尊い御意見を切にお待ちいたしております。

尙最近各地域に続々と結成を見ておる自治会も区政の周知徹底に大いに御協力をいたゞけるものと期待し、それの育成に大きな関心を寄せると共に、増々自治会の誕生を望んでおります。

一、区政公報とは

毎月一回当面せる区政上の重要な事項とか、事務事業をわかり易くお知らせし、区民各位の御理解を願うため五、〇〇〇部を印刷の上区政地区委員、同地区協力員には勿論、衛生相談員等又各官公署、学校、出張所窓口を通して配布致しております。区民各位にも是非御覧いただき区政の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

税務課

区の歳入予算の大部分は区民の皆さんに納税していただく区民税をはじめとし、自転車荷車税、犬税等の区税の収入で賄はれておることは申すまでもありませんが、この機会に十一月三十日現在における収入状況を御参考申し上げますと、先ず区民税の予算額三五四、八二七、一一三円に対し、収入額一六五、四五〇、三四〇円収入率四五％、自転車荷車税予算額七、〇〇二、八一〇円、収入額六、八三九、三九六円収入率、八四％、犬税、予算額一、二二九、〇三〇円収入額一、一八三、一〇四円、収入率、八四％強の成績を示し、大体前年同期と比較し、同様の成績であります。本年度下半期はこの上とも納税者の皆さんの御理解と御支援を得て、好成績がおりますよう一段

の御協力をお願いする次第であります。納税については種々御事情もあることと存じますが、なるべく納期内完納に、一層の御協力をお願いいたします。

一、区民税について

(1) 個人の申告方法

豊島区税条例の規定により一月一日現在豊島区内に住所を有しておつた個人及び住所を有しなくても、区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方は、毎年三月三十一日までに、個人申告書を区役所に提出しなければなりません。申告用紙は出張所を通じて、戸別に配付することになつておりますが万一配布洩れの場合は税務課又は最寄りの出張所で御受取り上、必ず期限までに申告して下さいさるようお願いいたします。

(2) 納期

- 第一期 六月三十日
- 第二期 八月三十一日
- 第三期 十月三十一日
- 第四期 一月三十一日

二、自転車荷車税について

(1) 税額と納期

四月一日現在自転車又は、荷車の所有者に一台につき、左記の通り年税額が課税され、納期限は五月三十一日であります。四月二日以後新に取得された者には、その翌月から翌年三月迄を月割課税とし届出と同時に納めていただくことになつております。

イ、原動機付自転車

- 総排気量が五〇〇CC以下のもの 年額五百円、総排気量が九〇〇CC以下のもの年額八百円、総排気量一二五〇CC以下のもの 年額千円
- 三輪車 年額 三百円
- 自転車 年額 二百円
- 荷積牛馬車
- 荷積大車及び大型リヤカー 年額 四百円

荷積小車及び小型リヤカー 年額 二百円

三、犬税について

四月一日現在、犬を所有する者に対し、一頭につき年額三〇〇円が課税され、別に登録手数料として三百円を納めていただくこととなります。納期限は五月三十一日です。

四、納税貯蓄の現況と将来について

納税貯蓄組合法が施行されてから、本区においては既に八〇組合が設立されており、その組合も、逐次その成果が挙りつつあります。納税者である組合員各位の御協力によるものであつて、深く感謝しております。

常日頃、納税に備へての貯蓄で楽くに納税されるために、この組合を全地域に或は業態別にそれ／＼組合を設立されるよう期待しております。尚設立の方法や手続など、一切を納税課において取扱つておりますから詳細は御問合下さい。納税は日掛、月掛、心掛等の標語もありません如く、これに備えて一日も早くこの組合を設立されるようお願いいたします。

民生課

一、取扱事務の概要

区民の福利、遺族、留守家族及生活困窮者、身体障害者の援護、軍人恩給、生活協同組合、青少年問題協議会、公益質屋、授産場、法律、結婚、母子、衛生、更生相談等に関する事務、畜犬登録

二、結婚相談所

豊島振興会館A棟中二階に、日曜祭日を除き毎日午前十時より午後三時迄開設されております。

申込其の他費用は一切無料で、専門の担当員が親身になつて御相談に成じております。お気軽にどん／＼御利用下さい。

三、法律、母子、更生相談所

各相談所は次の日程で区役所内婦人会館

に於いて開設されております。費用は一切無料で、専門の係員が親切に相談に成じております。区民の皆様は御利用をお待ちしております。

法律相談 毎週水曜日午後一時から午後四時まで

母子相談 (未亡人相談) 毎週月、水、金曜日午後一時から午後四時まで

更生相談 毎週月曜日 青少年防犯予防、更生に関する相談

四、公益質屋 池袋公益質屋 電話(97)一三四ノ一 日出町一ノ一六七 駒込公益質屋 電話(94)二八一ノ一

三店舗共貸付限度は一世帯について八千円以内、貸付利率は一月間について三分、流質期限は契約の日から四ヶ月で新規契約の際は米穀運賃等住所を確認出来るものが必要です。

五、授産場 池袋一ノ五 電話(97)一八七八 同分室 長崎二ノ三七

作業は普通一般内職で一応共同作業の形態を採つていますが、軽易なものは自宅に持帰つても出来ます。

内職を希望される方は最寄りの授産場を御利用下さい。

六、保健衛生 衛生相談員四、〇〇〇名、衛生消毒推進委員十名を中核として昭和二十六年以来、『衛生豊島』の建設に推進してまいりました結果、本区の衛生状態は一新いたしました。

事業内容は昆虫の駆除、雑草の刈取、排水の浚渫、溜水の排水、厩糞焼却埋立、消

毒剤の散布等を行なつております。今後も区と衛生相談員の連絡を密にし一層の御協力をお願いいたします。

七、畜犬登録について

犬を飼育されている方は毎年四月一日に犬の登録替えをすることになつております。

三十年度の登録をされていない方は、至急登録をして鑑札を受けて下さい。

この手続を怠つておりますと、狂犬病予防法に基づき三万円以下の罰金に処せられることがあります。

八、その他福利厚生事業として次の事務事業を実施しております。

(イ)貸付ミシン

対象 生活にお困りの方。

(ロ)敬老会

対象 区民にして七十才以上の方。

(ハ)成人職業学校

対象 区民並に区内に勤務されている方を対象として開設しております。

(ニ)生業資金の貸付

毎年一回

(ホ)編物講習会

対象 年三回

内職指導を目的とし開設。

(ヘ)民生委員推薦会

(ヘ)都民葬儀券の取扱

(ホ)第二種都営住宅申込受付

戸籍課

一、戸籍謄本、抄本、記載事項の請求について

本籍地の区役所又は役場に請求します。手数料は一枚につき(記載事項証明は一件につき)三十円で全国同一です。

郵便で請求する場合は、手数料の外に返送料郵便切手を添えて下さい。

一、戸籍の届出について

出生届は、医師又は、助産婦の出生証明母子手帳を添えて十四日以内に。

死亡届は、医師の診断書を添えて七日以内に。

婚姻届は、期間が定めていませんが、結婚式と同時にするのが理想です。届出をしないとして、妻としての権利が主張できない。生れた子供は嫡出子となりません。

住民登録事務 住民登録の届出をしない方は、諸証明の交付又は、印鑑届の受理をいたしませんから届出をしない方は、住所地の区の出張所に至急お届け下さい。

一、住民登録の届出について 転入届は、他地区又は他府県から転入した場合に。

転居届は、区内間で異動した場合に。

変更届は、同番地内に新世帯をつくつたときや、世帯主を変更した場合に。

十四日以内に区の出張所へお届け下さい。国外移住届は、国外に移住する目的で住所を去る方は、あらかじめ国外移住届をしなければなりません。

一、住民票謄本、抄本、記載事項証明、その他諸証明の請求について

住所地の区の出張所に請求します。これは昭和二十七年七月から出来たもので入学、就職、扶養家族の証明等その他本籍、居住を証明する場合に便利です。手数料その他は戸籍の場合と同一です。

一、印鑑届について

新しく印鑑を届けられる方は 豊島区に住所を有する方で、新に印鑑届をする方は、所轄の区の出張所に届出をして下さい。届出には、連署人が必要で連署人は、既に豊島区に印鑑届のしてある印で連署しなければなりません。この場合、同一出張所管内の連署が便利です。届出は、必ず本人自らしなければなりません。代理

人は、委任状があつても認められません。ゴム印、三文印又は、磨滅等のため照合に困難なものは届出できません。

実印を改印又は、紛失された方は (イ)改印したい場合

旧印と新印を併せて届書に押印し、所轄の区の出張所に改印届をしなければなりません。

(ロ)紛失届の場合 届書に旧印の紛失、の旨を附記して、新製の届出と同様に、所轄の区の出張所に改印届をしなければなりません。

一、印鑑証明の請求について 証明を請求される方は、印鑑届の手続きを済ませた方であれば請求できます。但し、昭和二十六年十一月一日以前に印鑑届をされた方で、その後出張所の印鑑届となるべき印鑑届の届けをしていない方は、区役所でその手続きを済ませた上でなければ出張所では貰えません。印鑑証明手数料は一件につき三十円です。

一、戸籍相談について 私たちの身分関係を登録したものが戸籍であり。私たちの身分を証明する唯一の記録です。このような大切な戸籍は、私たちの正しい届出によつてつくられるので、このため区役所では、区民の皆さんの戸籍相談に応ずるため、戸籍課に戸籍相談所を設け、御相談に依っています。

商工課

一、商工融資について

本区に於ては昭和二十八年以来、区内中小商工業者の事業経営に必要な事業資金の融資を行つております。この融資は中小商工業者の自己資本と相俟つて健全なる経営態勢を整え、本区商工業の伸展に資せんとするものであります。

1、借入申込の資格 (イ)区内で同一事業を引続き一年以上営

でいるもの。 (ロ)特別区民税の完納者。

(ハ)遊興娯楽関係事業を除く他の業種。

2、貸付条件 (イ)金額 原則として一人十万円以内

(ロ)期間 原則として六ヶ月以内、日歩三銭

(ハ)保証人 二人以内(連帯保証人)

(ニ)担保を徴する場合は不動産、有価証券(ホ)返済方法 日払、月払

3、申込場所 区役所内商工課 商工相談所に於て、区内商工業者各位の良き相談相手として其のみの専門家を委嘱してあつゆる相談に依つて居ります。どうぞ御気軽に御利用下さい。

◎相談内容 事業、金融、店舗経営、税務、経理、商店及工場設備、協同組合の設立、特許、実業家、労働組合、鑑定、調査等

一、広報宣伝車について 区が行う事務事業を速早く御知らせすると共に皆様からの種々の御相談に依るため、広報宣伝車を二十九年七月購入致し、以来区役所各課事務事業の周知、宣伝等に常時区内を走行致して居ります。尚ほこの宣伝車は広く区内の商工団体、会社、工場等の御利用にも供して居り、既に皆様のお目に止つて居る事と存じます。故に皆様、録音装置座席十七を完備した最新高性能車です。この宣伝車の御利用に就いての申込は次の通りであります。

(1)利用者の範囲 区内の官公署、公共団体商工業の団体並に之等に加入している店舗、工場、会社等。

(2)申込方法 使用申請書(商工課にあり)に放送文を添え使用する日の一週間前に御申込のこと。

(3)所要経費 経費として実費を負担して頂く事になつて居ります。

(4)その他御申込、御問合せは、商工課(電話(97)二〇二七)にお願い致します。

区役所	池袋局
代表	二〇四五
収入	二〇四五
支出	二〇二五
振興課	五〇二一
自治課	八〇六五
財務課	五〇二一
教育課	三三三二
商工課	二〇二七
事務局	二〇一七
豊島	五〇六八
公会堂	五〇六八

### 一、米穀の配給について

現在区内に一五八の主食小売販売業者があり、これらの小売業者が卸売業者より購入する米穀の割当及小売業者が皆様に配給する業務の指導監督を致して、配給業務に遺憾のない様に致して居ります。

### その他

区内優良生産品展示会、各種製品見本市の開催、商店員学校、商店指導者講習会、商工業者を対象とする講習会等を開催して生産技術の向上と販路の拡張を図り、商工業の振興に資して居ります。尚農地の地目交換、観光事業、海外移住（ブラジル農業移民）狩獵、商工連合会、商店街連合会等に関する事務を取扱つて居ります。

## 建 築 課

### 一、建築手続及地代家賃について

(一) 建築物を新築、曳築、改築、大規模の模様替、修繕等を行う場合は、建築申請手続をされて確認通知を受けなければなりません。その場所々々による建築関係法令上の規定がありますのでその調査、検討及設計については問合せに依りて居ります。尚建築課建築係へ御相談下さい。

(二) 尚工場設置及電灯供給証明についても取扱つて居ります。

(三) 地代家賃については去る昭和二十五年七月十一日以降のものは統制が解除され、同日以前からある住宅についてはのみ数回改正がありましたから、その計算方法や詳細については建築課住宅係へ御問合せ下さい。

電話(97)五二五七

## 土 木 課

### 一、舗装工事について

区民待望の区道、舗装工事は現在迄四、四二七平方メートル施工した。

都道の舗装は目下堀之内区内並に霜田橋より目白方面道路の舗装に全力を挙げ実施中でありませう。

### 二、側溝工事について

側溝工事は区内一〇ヶ所を十一月初旬に着手明年一月中旬に竣工予定であつて、これらで今年度側溝工事の出来高は延長二、五一七米であります。

### 三、暗渠工事について

今年度より始めて着手した千早町附近の谷端川暗渠工事は、失業救済事業により実施し、逐次改修を行い明年三月中旬には城西学園前通り鴨下通りの間がひとまず完成する予定であり、その下流は昭和三十一年度予算により順次実施される事が約されて居ります。

## 教 育 委 員 会

### 一、学校図書館の建設について

教育委員会の確立はまず学校々舎、図書館の完備からとその建設に全力を挙げておる本区においては、昭和三十年年度の校舎建設の割当数は次の通りでありましたが、六三制整備事業による五七教室は十五校(小九、中六)に亘り現在全部着工しあり、本年三月末日には殆ど竣工を見る予定であり、この工事が落成すれば昭和三十年度の二部授業は一応解消されます。尚危険校舎改築事業については当初仰高小学校(一次)の割当があり、この工事は六三制建築と同時に施工され現在工事は進捗中で、高田小学校、池袋第一小学校(一次)についても近日着工の予定で手続が進められて居ります。火災校舎復旧事業も六三制整備、危険校舎改築と併行してその該当校には工事が進められて居ります。

- 六三制整備事業 五七教室
- 校舎改築事業 九教室
- 火災校舎復旧事業 三教室

又図書館の建設は、要町小学校、東鴨小学校は既に完成し、池袋第二小学校は現在建築中で二月中旬には竣工の予定であります。尚失業対策事業の一環として実施いたしております。また家庭舗装等の、学校土木関係はP.T.A関係の協力により、目白小学校外十七校に亘つて着々整備されて居りますがなかでも大成小学校の野外ステーションは、都内でも珍しいものであります。

### 一、区役所出張所で取扱つて居る事務と出張所の所在地及管轄区域

出張所	所在地(電話番号)	所 管 区 域
第一出張所	東馬三ノ三(94)四九七五	駒込一、二、三、四、五、六丁目、西巣鴨三、四丁目
第二出張所	池袋一ノ五(97)〇四三一	西巣鴨一、二丁目、池袋一、五、六、七、八丁目、堀之内町
第三出張所	池袋二ノ一〇三五(97)四九七四	池袋二、三、四丁目
第四出張所	雑司ヶ谷町五七七(97)三六三七	雑司ヶ谷町一、二、三、四、五、六、七丁目
第五出張所	目白町一〇五七(97)一七二九	高田本町一、二丁目、高田南町一、二、三丁目
第六出張所	長崎一ノ三八(95)五一七〇	雑司ヶ谷町一、二、三丁目、千早町一丁目
第七出張所	椎名町六ノ二三八(95)五一五九	長崎一、二、三丁目、長崎東町一丁目
第八出張所	千早町三ノ三三(95)五九一三	椎名町四、五、六、七、八丁目
第九出張所	要町一ノ三五(95)二八二六	長崎四、五、六丁目、千早町二、三、四丁目
同臨時分室	千川町一ノ一〇(95)五三六四	要町一丁目、高松一、二丁目 千川町一、二丁目、要町二丁目、高松三丁目

### 取 扱 事 務

- 転出入及び住民登録に関する事務
- 転入学及び印鑑証明に関する事務
- 区税の収納及び主税の配給に関する事務
- 埋火葬施設及び都民葬儀券の交付に関する事務
- 畜犬登録、没収券の発給に関する事務
- 区政地区委員、同協力員に関する事務
- 保健衛生に関する事務
- 区政の周知徹底に関する事務

教育体育関係の団体への加入又は結成、茶華道その他レクリエーション団体のことも取扱つて居ります。これらの相談には社会教育課へ

一、ナトコ映寫機について  
成人教育の為の映画会を一般区民の申込により無料で開催いたします。

二、紙芝居幻灯フィルム等の貸出について  
婦人会子供会青年会等で希望があれば無料で貸出して居ります。

